

地方税ポータルシステムの利用規約

地方税ポータルシステム（以下「eLTAX」といいます。）を利用して、地方税関係法令若しくはeLTAXの運営に参加している地方公共団体（以下「運営団体」といいます。）の地方税に関する条例又は規則（以下「法令等」といいます。）に係る申告及び申請・届出等手続（以下「申告等手続」といいます。）又は地方税の納付手続（以下「納付手続」といいます。）を行うためには、下記の利用規約のすべての条項に同意いただくことが必要です。eLTAXを利用された方は、下記の利用規約に同意したものとみなされます。

記

（目的）

第1条 本利用規約は、社団法人地方税電子化協議会（以下「本協議会」といいます。）が運営するeLTAXの利用に関し、システム利用者に同意していただくことが必要な事項を定めることを目的とします。

（定義）

第2条 本利用規約で使用する用語の意義は、次の各号のとおりとします。

一 地方税ポータルシステム（eLTAX[エルタックス]

運営団体に係る申告等手続、納付手続を汎用的に受付処理するシステムをいい、運営団体が共同で運用・管理するシステムと、これに関連して運営団体において運用・管理するシステムからなります。

二 システム利用者

eLTAXを利用して申告等手続、納付手続を行う者をいいます。

三 利用者ID

システム利用者を特定するために運営団体がシステム利用者には付与する識別符号をいいます。

四 暗証番号

システム利用者を特定する際のセキュリティ確保を目的として運営団体がシステム利用者には付与する暗証符号をいいます。

五 eLTAX PCdesk（以下「PCdesk」といいます。）

本協議会がシステム利用者に対して提供する利用者用ソフトウェア及び関連するマニュアルをいいます。

六 電子納税

eLTAXを利用して行う納付手続をいいます。

七 収納機関番号

電子納税の利用において、納付先の運営団体を特定するための符号をいいます。

八 納付区分

電子納税の利用において、収納対象の税目等を特定するため、運営団体がシステム利用者に対して付与する符号をいいます。

九 納付番号

電子納税の利用において、収納対象を特定するため、運営団体がシステム利用者に対

して付与する符号をいいます。

十 確認番号

電子納税の利用において、システム利用者を特定する際のセキュリティ確保を目的として運営団体がシステム利用者に付与する符号をいいます。

(システム利用者の責任)

第3条 システム利用者は、自己の責任と判断に基づきeLTAXを利用し、eLTAXの利用に伴って生じる次の各号に掲げる情報及び通信の際に発生する各種電文(電磁的記録を含みます。)を管理するものとし、本協議会及び運営団体に対しいかなる責任も負担させないものとします。

一 利用者ID及び暗証番号

二 PCdesk

三 納付区分

四 納付番号

五 確認番号

六 その他、システム利用者が作成又は取得し管理している電子情報

2 システム利用者は、eLTAXに関する法令等(法令等の規定により定める事項を含みます。以下同じ。)及び地方税ポータルシステムホームページ(<http://www.eltax.jp>) (以下「eLTAXホームページ」といいます。)に掲載する事項に従って、eLTAXを利用するものとします。

(eLTAXに関する知的所有権)

第4条 本協議会がシステム利用者に提供する一切のプログラム又はその他の著作物(本利用規約及びeLTAXの取扱マニュアル等を含みます。以下同じ。)に関する著作権及び著作者人格権並びにそれに含まれるノウハウ等の知的所有権は、本協議会及び利用者に提供するプログラム又はその他著作物を製造した者(以下「製造者」といいます。)に帰属します。

2 システム利用者は、eLTAXの利用に際し、本協議会及び製造者がシステム利用者に提供する一切のプログラム又はその他の著作物を次の各号のとおり取り扱うものとします。

一 本利用規約に従ってeLTAXを利用するためにのみ使用すること。

二 複製、改変、編集、頒布等を行わず、また、リバースエンジニアリングを行わないこと。

三 営利目的の有無にかかわらず、第三者に貸与・譲渡し、又は担保の設定をしないこと。

四 本協議会又は本協議会が指定する者が表示した著作権表示又は商標表示を削除又は変更しないこと。

(PCdeskの使用許諾書)

第5条 システム利用者は、PCdeskを使用する際には、別に定める「利用者用ソフトウェア(PCdesk)の使用許諾書」に同意するものとします。

(利用可能時間及び利用の停止等)

第6条 eLTAXの利用可能時間は、eLTAXホームページに掲載する時間とします。

2 本協議会は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、システム利用者に対し、事前にeLTAXホームページに掲載して、システムの利用の停止、休止又は中断をすることができるものとします。ただし、緊急を要する場合は、掲載することなくeLTAXの利用の停止、

休止又は中断をすることができるものとします。

- 一 機器等のメンテナンスが予定される場合
- 二 天災、事変その他の非常事態が発生した場合又はeLTAXの重大な障害が発生した場合
- 三 その他、本協議会において、eLTAXの利用の停止、休止又は中断が必要と判断した場合

3 本協議会は、eLTAXの利用が著しく集中した場合には、eLTAXの利用を制限することができるものとします。

(環境条件)

第7条 システム利用者がeLTAXを利用する際の環境条件は、eLTAXホームページに掲載する条件とします。

(禁止事項)

第8条 システム利用者は、eLTAXの利用に当たり、次の各号に掲げる行為を行ってはなりません。

- 一 eLTAXを申告等手続、納付手続以外の目的で利用すること。
- 二 eLTAXに対し、不正にアクセスすること。
- 三 eLTAXの管理及び運営を故意に妨害すること。
- 四 eLTAXに対し、ウィルスに感染したファイルを故意に送信すること。
- 五 法令等若しくは公序良俗に違反する行為又はそのおそれのある行為をすること。
- 六 その他、eLTAXの運用に支障を及ぼす行為又はそのおそれのある行為をすること。

2 本協議会及び運営団体は、システム利用者が前項各号のいずれかに該当する行為を行った場合又は行うおそれがあると認められた場合は、事前に通知することなく、当該システム利用者の利用者IDを失効させ、eLTAXの利用を直ちに停止させることができるものとします。

(電子証明書の登録及び通知された暗証番号の変更)

第9条 システム利用者（PCdesk又はPCdeskと同等の機能を有するソフトウェア（以下「PCdesk等」といいます。）の利用者に限ります。）は、eLTAXの利用届出（新規）の送信時にeLTAXを利用する際に使用する電子証明書を登録し、運営団体から通知された期限までに、所定の事項に従って暗証番号を変更するものとします。ただし、当該利用者が、税理士法（昭和26年法律第237号）第2条第1項第2号に規定する税務書類の作成を委嘱し、当該委嘱を受けたものがeLTAXを利用して申告等手続を行う場合における当該税務書類の作成を委嘱した者である場合は、電子証明書の登録を行わないことができるものとします。

(使用可能な文字コード)

第10条 eLTAXで使用可能な文字コードは、eLTAXホームページに掲載する文字コードとします。ただし、使用可能な文字コードの範囲外となるものについては、システム利用者の判断により、使用可能な文字コードの範囲内から代替文字を選択するものとします。

(同一の文字コードにより表示される文字の字形の相違)

第10条の2 システム利用者は、eLTAXホームページに掲載する特定の文字コードについて、利用者環境により表示される字形にかかわらず、ホームページ上に掲載された字形と同一の文

字として取り扱うことに同意するものとします。

(eLTAXで送受信可能なデータ形式)

第11条 システム利用者がeLTAXに対しデータを送受信する際に使用可能なデータ形式は、本協議会が公開するインターフェイスの仕様に準拠するものとします。

(利用のないことによる利用者IDの失効)

第12条 本協議会は、システム利用者（PCdesk等の利用者に限ります。）が最終のログインから5年間ログインしなかった場合には、事前に通知することなく、システム利用者の利用者IDを失効させ、eLTAX（Webフォームによる申告等受付処理するシステムの利用を除きます。）の利用を停止させることができるものとします。

(電子納税)

第13条 電子納税を行おうとするシステム利用者は、収納機関番号、納付区分、納付番号、確認番号を使用して、eLTAXに関する法令等及び eLTAXホームページに掲載する事項又は金融機関の定める事項に従って、電子納税を行うものとします。この場合においては、電子納税の方法、取扱金融機関、納付可能時間、領収証書の発行及び納付可能金額に制限があることを了解の上、電子納税を行うものとします。

2 電子納税を行おうとするシステム利用者は、eLTAXの利用の停止、休止、中断若しくは制限又は通信回線の障害等により、電子納税が行えない場合があることを了解の上、電子納税を行うものとします。

(システム利用者の設備等)

第14条 システム利用者は、eLTAXを利用するために必要なすべての機器（ソフトウェア及び通信手段に係るすべてのものを含みます。）を自己の負担において準備するものとします。その際、必要な手続は、システム利用者が自己の責任で行うものとします。

2 eLTAXを利用するために必要な通信費用、電子証明書を取得又は更新するための費用その他eLTAXの利用に係る一切の費用は、システム利用者の負担とします。

3 電子納税の利用に関して、金融機関の定める預貯金の払出しに必要な手数料その他金融機関との手続等で必要となる費用は、システム利用者の負担とします。

(免責事項)

第15条 本協議会及び運営団体は、eLTAXの利用によりシステム利用者又は他の第三者が被った損害について一切の責任を負わないものとします。

2 本協議会及び運営団体は、eLTAXの利用の停止、休止、中断若しくは制限又は通信回線の障害等により発生したシステム利用者又は他の第三者が被った損害について一切の責任を負わないものとします。

(利用規約の改正)

第16条 本協議会は、必要があると認めるときは、システム利用者に対し事前に通知を行うことなく、いつでも本利用規約を改正することができるものとします。

2 本協議会は、本利用規約の改正を行った場合には、遅滞なくeLTAXホームページに掲載

し公表するものとします。

3 前項の公表後に、システム利用者がeLTAXを利用するときは、システム利用者は改正後の利用規約に同意したものとみなされます。

(準拠法及び合意管轄裁判所)

第17条 本利用規約には、日本法が適用されるものとします。

2 eLTAXの利用に関連して本協議会とシステム利用者間に生ずるすべての訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所と定めます。

附則

本利用規約は、平成17年1月21日から施行します。

改正附則（平成17年4月27日一部改正）

本利用規約は、平成17年4月28日から施行します。

改正附則（平成18年3月22日一部改正）

本利用規約は、総務大臣による本協議会の設立の許可があった日から施行します。

改正附則（平成19年3月15日一部改正）

本利用規約は、平成19年4月2日から施行します。

改正附則（平成19年8月1日一部改正）

本利用規約は、平成19年8月13日から施行します。

改正附則（平成20年3月13日一部改正）

本利用規約は、平成20年3月24日から施行します。

改正附則（平成20年11月27日一部改正）

本利用規約は、平成20年12月15日から施行します。